



令和8年度

ながくて 福祉ガイド

子育て編

『ながくて福祉ガイド』は、
子育て編、障がい編、高齢者編の3冊に
分かれています。
利用される方の状況や目的に沿って、
分かりやすく、利用しやすいようにまとめ、
相互に関連する部分を表記するなどの工夫をしています。

長久手市



令和
8年度

ながくて 福祉ガイド

子育て編



表紙のグラデーションデザインは、「2023 長久手市福祉まつり」において「ふくしのイラストづくりワークショップ」の来場者が描いたグラデーションを、名古屋学芸大学の学生団体「パラジウム」のみなさんがパターン化したデザインです。

もくじ

※開庁時間の短縮に伴い、各種相談窓口の受付時間が変更となる可能性があります。詳細は各問合せ先にご確認ください。

1 ライフステージごとの支援は

4

- 母子保健 ●子育て支援 ●教育 ●福祉・医療 ●相談

2 妊娠前・妊娠中の支援は

6

- 親子(母子)健康手帳の交付 ●妊婦等包括相談支援事業 ●パパママ教室
- 妊婦訪問 ●妊産婦健康診査・乳児健康診査・妊産婦歯科健康診査
- 産前・産後サポーター派遣事業 ●RSウイルス感染症定期予防接種
- 風しん抗体検査と予防接種費用の助成

3 お子さんが生まれたら

7

- こんにちは赤ちゃん訪問 ●産後ケア(訪問型・通所型・宿泊型)
- 低体重児の届出・未熟児養育医療の申請 ●育児教室「かいじゅうランド」
- 多胎妊婦・多胎育児家庭向けサロン
- 乳幼児健康診査・相談・幼児歯科健康診査 ●のびのび計測日

4 手当や助成などを受けるには

8

- 妊婦のための支援給付事業 ●出産祝い
- 子育て家庭優待事業 ●各種手当 ●医療費支給制度

5 予防接種を受けるには

11

- 定期予防接種 ●転入者の方へのご案内
- 長期療養疾病等により定期予防接種の機会を受けられなかった方
- 特別の理由による任意予防接種費助成

6-1 発育や発達が心配な時は

12

- 発達の遅れが気になるお子さんのために ●専門機関

6-2 障害児通所支援を受けるには

13

- 障害児通所支援を受けるまでの流れ ●障害児通所支援 ●障害児相談支援

7 これって児童虐待…?

15

- 児童虐待とは… ●相談・通告先





8 いざという時のために 16

- 救急車の呼び方 ●休日・夜間医療のご案内

9 子育て支援が必要な時は 17

- 子育て支援センター ●ながくてファミリー・サポート事業
- 子育て支援短期利用事業 ●認可外保育施設通所助成金事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

10 お出かけ時のサポートは 18

- おむつ交換台のある公共施設 ●移動式赤ちゃんの駅の貸出について
- パーキング・パーミット制度 ●児童館

11 保育園・地域型保育を利用するには 20

- 入所基準 ●保育時間 ●保育サービス ●地域型保育

12 市内の保育園や幼稚園は 22

- 保育園 ●家庭的保育 ●事業所内保育 ●小規模保育 ●幼稚園

13 小学校・中学校での教育は 24

- 小学校・中学校 ●就学援助 ●教育支援センター
- ながくてひろば（放課後子ども教室）

14 働く保護者のサポートは 26

- ながくてひろば（放課後児童クラブ・長期休暇）
- 学童保育所（公設民営）

15 地域の相談員さんは 28

- 民生委員・児童委員 ●主任児童委員 ●人権擁護委員

16 お困りの際の相談先は 30

- 市内の相談窓口 ●県内の相談窓口

1 ライフステージごとの支援は

年齢	妊 娠 期		乳 幼 児 期			
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ●親子(母子)健康手帳の交付 ●パパママ教室 ●妊婦訪問 ⇨ 6 ●RSウイルス感染症 定期予防接種 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査 ⇨ 7 ●こんにちは赤ちゃん訪問 ⇨ 7 ●産後ケア(訪問型・通所型) ⇨ 7 ●産後ケア宿泊型(生後4か月まで) ⇨ 7 	<ul style="list-style-type: none"> ●健診事後教室(たんぼぼ教室) ⇨ 12 ●幼児歯科健康診査 ⇨ 7 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦歯科健康診査 ⇨ 6 ●妊産婦健康診査 ⇨ 6 ●妊婦等包括相談支援事業 ⇨ 6 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●のびのび計測日 ⇨ 7 ●多胎妊婦・多胎育児家庭向けサロン ⇨ 7 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●産前・産後サポーター派遣事業 ⇨ 6 ●育児教室 ⇨ 7 				
子育て支援			<ul style="list-style-type: none"> ●保育園 ⇨ 22 ●地域型保育 ⇨ 22 23 ●認可外保育施設通所助成金事業 ⇨ 17 ●どんぐり教室 ⇨ 12 ●子育て支援センター ⇨ 17 ●ながくてファミリー・サポート事業 ⇨ 17 			
		<ul style="list-style-type: none"> ●乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⇨ 17 (対象年齢は0歳6ヶ月～3歳の誕生日の前々日までとなります) 				
				<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園(私立) ⇨ 23 		
福祉・医療			各種手当 (●児童手当 ●児童扶養手当 ●愛知県 ●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当)			
			医療費支給制度 (●子ども医療費支給制度 ●母子・父子家庭医療費支給制度 ●障害児通所支援 ⇨ 13 14 ●障害福祉サービス ☎ 障がい編 ⇨ 12)			
相談			<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの発育・発達に関する相談 ⇨ 12 ●こども家庭センター 妊娠から18歳まで ●児童虐待に関する相談・通告 ⇨ 15 			
		各種相談 市内 (●保育相談 ●こどもの発達相談室 ●教育相談 ●女性相談 ●ひとり親家庭相談 県内 (●育児もしもしキャッチ ●教育相談「こころの電話」)				

お子さんが生まれてから大人になるまで、年齢や場面に応じて
様々な支援を受けることができます。

学 齡 期

青 年 期

5 歳

6 歳

7 歳

8 歳

9 歳

10 歳

11 歳

12 歳

13 歳

14 歳

15 歳

16 歳

17 歳

18 歳

●ながくてひろば(放課後児童クラブ・放課後子ども教室・長期休暇) ⇨ 25 26

●学童保育所 ⇨ 27

●児 童 館 ⇨ 19

●小 学 校 ⇨ 24

●中学校 ⇨ 24

●就 学 援 助 ⇨ 24

●教育支援センター (N-ハウスあい) ⇨ 24

遺児手当 ●長久手市遺児手当) ⇨ 8 9

●愛知県在宅重度障害者手当 ●長久手市障害者手当) ⇨ 9 障がい編 8 9 10 11

●育成医療 ●障害者医療費支給制度 ●精神障害者医療費支給制度) ⇨ 10 (未熟児養育医療費助成) ⇨ 7

●5歳児すこやか発達相談 ●母子保健コーディネーター・保健師による相談・家庭訪問 ●家庭児童相談室) ⇨ 30

●こころの相談室 ●一般相談 ●法律相談 ●司法書士相談 ●消費生活相談 ●福祉のなんでも相談

●子ども家庭110番 ●ヤングテレホン ●被害少年相談電話 ●チャイルドラインあいち ●CAPNAホットライン) ⇨ 31

2 妊娠前・妊娠中の支援は

親子(母子)健康手帳を取得しましょう。

からだの変化に気をつけながら、充実した夫婦生活を送りましょう。

親子(母子)健康手帳の交付

妊娠おめでとうございます。妊娠がわかったら、早めに親子(母子)健康手帳を受け取りましょう。手帳交付日は決まっています。広報などで日程を確認し、お越しく下さい(予約不要)。交付日に都合が合わない方は、必ず事前に子ども家庭課母子保健係へご連絡ください(要予約)。親子(母子)健康手帳は、妊娠中のお母さんと子ども、家族の健康の記録を残していくものです。

妊婦等包括相談支援事業

保健師がすべての妊産婦を対象に、妊娠期から出産後、子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行います。妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート、出生届出後の面談を行い、継続的な情報発信と定期的に相談できる機会を設けています。

パパママ教室

初めての出産を迎える方を対象に、妊娠中および出産後を充実して楽しく過ごせるよう、出産・育児について考えたり、イメージするきっかけづくりをしています。一人でも、ご夫婦そろってでも気軽に参加してください。広報等で日程を確認し、お出かけください(要予約)。



妊婦訪問

個別で相談したい妊婦さんに助産師が家庭訪問をしています(要予約)。

妊産婦健康診査・乳児健康診査・妊産婦歯科健康診査

妊娠中および出産後の体やお口の健康状態の確認や、乳児の健康状態・発育状況を把握するため健康診査を受けましょう。妊婦14回、子宮頸がん検診1回、産婦2回、乳児2回、新生児聴覚検査1回、妊産婦歯科1回の健康診査の補助券を交付します。多胎妊婦の方は、追加で受診した妊婦健康診査の助成を行っています。詳細はHP等でご確認ください。

産前・産後サポーター派遣事業 ※有料

妊娠中や産後に体調不良等で身内のお手伝いがない家庭を対象に、親子(母子)健康手帳交付から出産後お子さんが6か月になるまで(多胎育児世帯は2歳になるまで)の期間、家事・育児をお手伝いします。利用には事前の申請が必要です。

RSウイルス感染症定期予防接種

妊娠中に妊婦がワクチンを接種することで、作られた抗体が胎盤を通じて赤ちゃんへ移行し、RSウイルス感染症の発症や重症化を予防できます。対象の方には個別通知します。

問合せ先

子ども家庭課 母子保健係：☎ 56-0210

風しん抗体検査と予防接種費用の助成

妊娠を希望する人やその同居者等に、風しんワクチン接種費用の一部を助成します。接種前には抗体検査が必要です(一部助成あり)。詳しくはHPでご確認ください。

問合せ先

健康推進課：☎ 63-3300

3 お子さんが生まれたら

子どもの発育や発達には、個人差が大きく個性もあります。心配ごとは健診で発達を診てもらったり、子育て仲間に相談したり積極的に子育てしましょう。

こんにちは赤ちゃん訪問

すべての赤ちゃんを対象に、助産師、保健師が家庭訪問しています。お子さんの様子や育児についてお聞かせください。訪問前に保健師からお電話をしますが、早めの訪問を希望される方は、お気軽にご連絡ください。※里帰りですぐに市内に滞在中の方も可

産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）※有料

産婦さんを対象に、市が委託している助産師、病院が赤ちゃんのケアや授乳・育児の相談を行います。

〈訪問型〉 こんにちは赤ちゃん訪問後から出産後1歳になる前日までに助産師が訪問します。

〈通所型〉 子どもが1歳になる前日まで日帰り（午前10時から午後4時）で病院等で心身ケア・育児サポートをします。

〈宿泊型〉 子どもが4か月になる前日まで病院に宿泊し、心身のケア・育児サポートをします。

低体重児の届出・未熟児養育医療の申請

2,500g未満でお子さんが生まれた場合は、親子健康手帳別冊についている「低体重児届出書」を使用するか、電子申請にて子ども家庭課母子保健係へ速やかに届け出てください。また、入院養育の必要が認められた指定医療機関に入院している未熟児（出生時の体重が2,000g以下のお子さんなど）に対し、治療に必要な医療費を公費で負担します。入院中速やかに担当課で未熟児養育医療給付の申請をしてください。

育児教室「かいじゅうランド」

初めてのお子さんを持つ保護者の方とお子さん対象の育児教室です。3回コースの教室で、離乳食教室も含まれます。離乳食教室は、離乳前期・中期を中心とした講義と試食を行います。対象の方にはご案内をします。

多胎妊婦・多胎育児家庭向けサロン

ふたご・みつごを妊娠中・育児中の保護者を対象に多胎育児の情報交換や仲間作りを目的としたサロンを年3～4回行います（要予約）。

乳幼児健康診査・相談・幼児歯科健康診査

※個別通知をします

〈3～4か月児健診・1歳6か月健診・3歳児健診〉

成長の節目に合わせ、小児科医による診察等を行います。

〈10～11か月児相談〉 歯科衛生士による歯の相談、保健師による相談を行います。

〈1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診〉

歯科医による健診を行います。（1歳6か月児健診・2歳児歯科健診時には、希望者にフッ素塗布も行います。）

のびのび計測日

就園前のお子さんを対象に、ご希望者に保健師または看護師が身体測定をしています。広報等で日程等を確認してください（予約可）。

4 手当や助成などを受けるには

妊婦のための支援給付事業

支給
方法

妊婦等包括相談支援事業1回目、2回目の面談後に給付金を支給します。対象の方には、個別通知します。事業の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ先

子ども家庭課 母子保健係：
☎ 56-0210

出産祝い

出産祝い事業

木曽川の水が結ぶ縁で交流宣言をしている長野県南木曽町との地域間交流事業として、木曽の木材を使用した木のおもちゃ等をプレゼントします。

支給
要件

次の要件に該当する方

- ・出生したお子さんの父または母(支給対象者)が、お子さんの出生の日において、長久手市の住民基本台帳に登録されていること。
 - ・出生したお子さんが長久手市の住民基本台帳に登録されること。
- ※出生日から起算して1年間で申込期限です。対象となる方には市から「出産祝い品申込書」を送付(誕生日の翌月末頃)します。

問合せ先

子ども未来課 児童係：☎ 56-0616 FAX 63-2100

子育て家庭優待事業

はぐみんカード

18歳未満の子どもをお持ちの子育て家庭と妊娠中の方が、協賛店舗・施設で「はぐみんカード」を提示すると、お店が独自に設定する割引・特典など様々なサービスが受けられます。協賛店舗等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

リーフレット
配布場所

子ども未来課・子育て支援センター・
青少年児童センター・
各児童館・保健センター

問合せ先

子ども未来課 児童係：☎ 56-0616
FAX 63-2100

各種手当

児童手当

児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成のために手当を支給する制度です。

支給
要件

高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)の国内に住所を有する児童を養育する父母等

問合せ先

子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633

児童扶養手当

母子家庭または父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。

支給
要件

日本国内に住所があり、次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方。※所得制限あり

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害にある児童
- ・引き続き一年以上父または母に遺棄または父または母が拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父母とも不明である児童
- ・父または母がDV保護命令を受けている児童

問合せ先

子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633

市内在住で、それぞれの要件を満たしている方は、
 出産祝いや各種手当、医療費の助成が受けられます。

各種手当

前ページからのつづき

愛知県遺児手当

母子家庭または父子家庭等の生活の安定と
 児童の健全育成のための手当を支給する制度です。

支給
 要件

愛知県に住所があり、次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童を監
 護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方。※**所得制限あり**
 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童
 ・引き続き1年以上父または母に遺棄または父または母が拘禁されている児童 ・婚姻しないで生まれた児童
 ・父母とも不明である児童 ・父または母がDV保護命令を受けている児童

問合せ先

子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633

長久手市遺児手当

母子家庭または父子家庭等の生活の安定と
 児童の健全育成のための手当を支給する制度です。

支給
 要件

市内に住所があり、次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達の年度の末日）の児童と同居
 して監護し、かつ生計を維持している方。※**所得制限なし**
 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童
 ・引き続き1年以上父または母に遺棄または父または母が拘禁されている児童 ・婚姻しないで生まれた児童
 ・父母とも不明である児童

問合せ先

子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633

特別児童扶養手当

20歳未満の重度・中度の障がいのあるお子さん、または、日常生活に
 おいて常に介護を必要とする病状にあるお子さんがいる家庭で以下のい
 ずれかに該当する場合に支給される手当です。

支給
 要件

20歳未満で療育手帳 A 判定・B 判定程度、身体障害 1 級～3 級程度（4 級程度の一部
 を含む）、または同程度の精神障がいのあるお子さんを監護している方。

※**所得制限あり**

問合せ先

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614



詳しくは、障がい編 P10

長久手市障害者手当

障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
 療育手帳）を交付された方の手当です。

愛知県在宅重度障害者手当

各手当は支給要件がそれぞれ異なりますので、詳しくはお
 問合せください。

障害児福祉手当

※**所得制限、施設入所、障がいの程度等により支給されないこ
 とがあります。**

問合せ先

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614



詳しくは、障がい編 P8,9

医療費支給制度

子ども医療費支給制度 入院、通院における保険診療分の自己負担額を支給します。

対象者 市内在住の医療保険加入者で、18歳に達する年度の末日までにある方。

問合せ先 保険医療課 医療係：☎ 56-0617

母子・父子家庭医療費支給制度 入院、通院における保険診療分の自己負担額を支給します。
※所得制限あり

対象者 市内在住の医療保険加入者で、次の要件に該当する方。
・18歳以下の児童がいるひとり親家庭（片親が重度の障がいを持つ家庭含む）の母、父及び児童
・父母のいない18歳以下の児童

問合せ先 保険医療課 医療係：☎ 56-0617

育成医療 入院、通院における児童（18歳未満）の医療費を支給します。
※所得制限あり

対象者 身体に障がいのあるまたは障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満のお子さんで、その障がい除去または軽減するための治療により確実に効果が期待できる方。（□蓋裂、内反足、感音性難聴など）
*身体障害者手帳を交付されていなくても受けられます。
*治療（開始）後の申請は認められませんのでご注意ください。

必要なもの
・申請書 ・医療保険の資格が確認できる書類 ・要否判定意見書*
・マイナンバーがわかるもの ・世帯の所得を証明する書類 など
*指定自立支援医療機関において、育成医療を主として担当する医師が作成した意見書のみ有効です。

申請・問合せ 福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614

詳しくは、障がい編 P17

障害者医療費支給制度 入院、通院における保険診療分の自己負担額を支給します。
（受診科目の制限はありません。）

対象者 市内在住の医療保険加入者で、障害者手帳などの要件を満たす方。

問合せ先 保険医療課 医療係：☎ 56-0617

詳しくは、障がい編 P16

精神障害者医療費支給制度 精神障害（自立支援医療（精神通院）を含む）による入院、通院における保険診療分の自己負担額を支給します。

対象者 市内在住の医療保険加入者で、入院、通院に関する必要な要件を満たす方。

問合せ先 保険医療課 医療係：☎ 56-0617

詳しくは、障がい編 P18

5 予防接種を受けるには

感染症は、予防接種で防ぐのが大きな原則です。

子どもを感染症から守るために必要な予防接種は、法に基づき国が決めて保護者に接種を勧めています。副反応の出ることもごくまれにありますので、予防接種についてよく理解したうえで受けましょう。

定期予防接種

定期接種は、市内指定医療機関で受けることができます（要予約）。

かかりつけ医が市外にいる等の理由で市外での接種を希望する場合は、事前に担当課へ申請が必要です。予診票は、個別通知します。予防接種スケジュールの組み方等わからないことは、気軽にお問合せください。

転入者の方へのご案内

転入された定期予防接種対象のお子さんへ、乳幼児健診の受診状況や、予防接種の接種状況について確認をしています。未接種の予防接種については予診票をお渡しします。

特別の理由による任意予防接種費助成

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された後、再度接種される場合の接種費用を助成します。

詳しくは、担当課へお問合せください。

長期療養疾病等により定期予防接種の機会を受けられなかった方

長期にわたる療養を必要とする疾患等により、接種対象年齢の間に定期予防接種を受けられなかった場合、当該事由が消滅してから2年以内に接種をすれば定期予防接種として接種を受けることができます。詳しくは、担当課へお問合せください。

問合せ先

子ども家庭課 母子保健係：☎ 56-0210

6-1 発育や発達が心配な時は

子どもの発育、発達は節目健診で確認しましょう。また、日ごろの子育てで心配なことがでてきたら、ひとりで悩まずに専門機関に相談してみましょう。

乳幼児健康診査・相談

乳幼児健康診査・相談

- 3～4か月児健診
- 10～11か月児相談
- 1歳6か月児健診
- 2歳児歯科健診
- 3歳児健診
- 5歳児すこやか発達相談

年齢に応じた乳幼児健康診査を実施し、「心身」「言葉」「歩行」などお子さんの発育、発達の確認をします。

実施場所：保健センター

健診事後教室

●たんぼぼ教室

言葉、心身などに心配のあるお子さんを対象とし、集団遊びの中で、子どもの支援や保護者の心配ごとの相談にお応えします。

実施場所：保健センター

問合せ先 ▶ 子ども家庭課 母子保健係：☎ 56-0210

発達の遅れが気になるお子さんのために

こどもの発達相談室

子どもの発達に関する相談に心理士、教育相談員、保育士、保健師、小児科医がお応えします。

問合せ先 ▶ 子ども家庭課 療育支援係：☎ 62-8812（相談用）

どんぐり教室

発達がゆるやかなお子さんと、保護者の方を対象とした、お子さんの発達を応援する教室です。親子で楽しい経験ができる活動や、基本的な生活習慣を身につけるための援助や支援を行っています。

問合せ・見学の申込み ▶ 子ども家庭課 療育支援係：☎ 62-8811

長久手市障がい者相談支援センター

長久手・北・西・東小学校区にお住まいの方の障がいに関わる相談にお応えします。

問合せ先 ▶ 長久手市障がい者相談支援センター：☎ 64-2333 FAX 64-2337
 〈時間〉9：00～17：00 〈休み〉月曜日（ただし、祝日の場合は翌平日）及び年末年始
 〈所在地〉長久手市福祉の家 1階（長久手市前熊下田 171 番地）

相談支援おかげさん

南・市が洞小学校区にお住まいの方の障がいに関わる相談にお応えします。

問合せ先 ▶ 相談支援おかげさん：☎ 41-8807 FAX 76-1830
 〈時間〉9：00～17：00 〈休み〉日曜日及び年末年始 〈所在地〉長久手市岩作平子 34 番地 1

◆愛知県中央児童・障害者相談センター

子どもの発達相談、療育手帳の判定、施設への入所などに関すること。問合せ先 ▶ ☎ 052-961-7250

◆あいち発達障害者支援センター

子どもの発達に関する相談、発達支援に関すること。自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、ADHD などの発達障害を有する人やその家族、または支援者の悩みに関すること。問合せ先 ▶ ☎ 0568-88-0811

6-2 障害児通所支援を受けるには

障がいのあるお子さんが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用するには、通所サービスの種類や支給量が定められた「通所受給者証」の交付が必要です。

障害児通所支援を受けるまでの流れ

① 相談

受けたい通所サービスや発達に関する困りごとがある場合は、こどもの発達相談室に相談してください。

② 障害児支援利用計画案の作成

上記相談の結果、通所サービスの利用を希望される場合は、障害児相談支援事業所（次ページ下部参照）と契約を結び、最も適切な通所サービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めた障害児支援利用計画案の作成を、相談支援専門員に依頼します。

③ 通所サービスの申請

申請書や障害児支援利用計画案などを市に提出します。提出にあたっては、障害者手帳（療育・身体・精神）、又は医師の診断書・意見書などにより、療育の必要性が確認できることが必要です。

④ 支給決定・受給者証の交付

申請された内容を基に、通所サービスの種類や支給量、モニタリング期間等が決定され、通所受給者証が市から交付されます。

⑤ 通所サービス事業所と契約

通所サービスの提供を行う事業所（次ページ中段参照）と契約を結びます。

⑥ 通所サービスの利用開始

通所サービス事業所との契約に基づき、通所サービスの利用を開始します。事業所では、個別支援計画を作成し、その計画に基づき通所サービスが提供されます。

⑦ モニタリング

相談支援専門員が、環境の変化や通所サービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを定期的に行い、必要に応じて申請内容の変更を行います。

問合せ先 ▶ 子ども家庭課 療育支援係（こどもの発達相談室）：☎ 62-8811

※上記は主な流れであり、上記とは異なる流れになる場合があります。

※詳細については市ホームページを御覧ください。



障害児通所支援

名称	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのあるお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのあるお子さんに、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なお子さんについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

通所サービス事業所名	所在地	電話番号	児童発達 支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
IPPO長久手	山野田1125番地	42-6030		○	
北風と太陽 長久手	東浦108番地	63-5331	○	○	
きりんのおうち	前熊根ノ原65番地4	070-1385-9541		○	
こどもサポート教室「きらり」長久手校	氏神前304番地	56-8235	○	○	
児童発達支援・放課後等デイサービスみちくさ	山越411番地	78-0102	○	○	
長久手市児童発達支援センター こぐまっこ	前熊前山173番地3	76-0125 (令和8年 4月以降の番号)	○		○
ぴゅん長久手	岩作三ヶ峯2-1129	62-5808		○	
フォーリーフ 市が洞校	片平二丁目713番地1	56-7012		○	
フォーリーフ ジョブトレ	山野田606番地	56-1501		○	
フォーリーフ はなみずき校	久保山2610番地	56-1353		○	
ブロッサムジュニア 長久手藤が丘教室	作田一丁目905番地 GreenHouse1階	64-5123	○	○	
放課後等デイサービス ポカラポット	市が洞二丁目1202番地	76-3456		○	
RAINBOW杖ヶ池クラブ	城屋敷2513番地	58-4810	○		
RAINBOW長久手中央クラブ	山越322番地	59-8142	○	○	

(令和8年1月時点)

障害児相談支援

名称	内容
障害児相談支援	障がいのあるお子さんに対する障害児支援利用計画案等の作成やモニタリングの実施、関係機関との調整などの支援を行います。

相談支援事業所名	開所日	電話番号	所在地
長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	火～日曜日	64-2333	前熊下田171番地
相談支援おかげさん	月～土曜日	41-8807	岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階
相談支援事業所デージー	月・火・木・金・土曜日	76-7173	砂子722番地
相談支援事業所Lien(りあん)	月～金曜日	61-4051	山桶101番地 UMEX7-2B
ここナガ相談室	月～土曜日	61-6557	作田二丁目1003番地

(令和8年1月時点)

7 これって児童虐待・・・？

妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安をひとりで抱え困っていませんか。不安を抱えたままにしていると、ちょっとしたきっかけで虐待のスイッチが入ってしまうことがあります。また、「しつけ」のつもりでしていることが、エスカレートしてしまい虐待を起こすこともあります。子どものしつけに際して体罰を加えることは法律で禁止されています。

身近で「虐待かもしれない」と感じた場合も、迷わず相談・通告してください。連絡をした方が特定されないよう、秘密は守られます。

児童虐待は、子どもの身体や心を傷つけ、生涯にわたって深刻な影響を及ぼします。子育てをみんなで見守りましょう。

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、首をしめる、溺れさせる、戸外に締めだす、意図的に子どもを病気にさせる など

心理的虐待

言葉による脅し、子どもの心を傷つける言動、無視、きょうだい間の差別的な扱い、児童の目の前でのDV など

ネグレクト

家に閉じ込める、適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、病気なのに医師にみせない、乳幼児を自動車の中に放置する、乳幼児を家に残したままたびたび外出する など

性的虐待

子どもへの性交・性的暴力、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

相談・通告先

◆ 児童相談所全国共通ダイヤル(通話料無料) ☎189(いちはやく)

◆ 長久手市家庭児童相談室 ☎63-9500

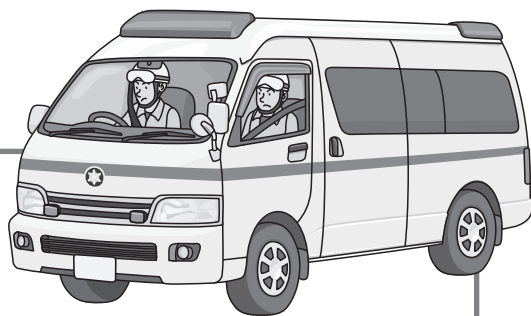
◆ 愛知県中央児童・障害者相談センター ☎052-961-7250

◆ 認定 NPO 法人 ^{キャプナ}CAPNA ☎052-232-0624

◆ 愛知警察署生活安全課 ☎39-0110

8 いざという時のために

救急車の呼び方



- ①局番無しの119番にダイヤルします。
- ②電話がつながると火事か救急か聞かれます。
「救急車をお願いします。」と伝えます。
- ③住所、氏名、電話番号、来てほしい場所、目標物を伝えます。
- ④子どもの状態を手短かに伝えます(いつ、どこで、誰が、どうした)。
- ⑤応急手当ての指示を受け、指示があれば行きます。
- ⑥家族や近所の人がいれば、目標物や目立つところに出て、救急車を誘導してもらいます。

救急車が
到着するまでに、
マイナ保険証等 子ども医療証
おくすり手帳 診察券 お金
着替えの衣類 などを
用意しておきましょう。

休日・夜間医療のご案内

日曜・祝日・年末年始(診療)

◆東名古屋医師会休日急病診療所

日進市蟹甲町中島 22 ☎ 0561-73-7555
診療時間 / 9:00 ~ 16:30 (昼休憩 1 時間あり)

休日・夜間の救急等(医療機関の情報提供)

◆救急医療情報センター ☎ 0561-82-1133

救急で受診できる医療機関の情報を電話にて案内します(24 時間対応)。
急病・ケガの時にはお問い合わせください。

◆あいち救急医療ガイド

県内の「今、診てもらえる病院・診療所」を
検索できます。
<http://www.qq.pref.aichi.jp/>



あいち救急医療ガイド

※緊急性が高いかどうか・・・
救急車を呼ぶかどうか迷った
ときは消防庁の「Q助」を参
考にしましょう。インターネッ
トに繋がったパソコンやスマー
トフォン等で(アプリ)「Q助」
と検索してください。



消防庁「Q助」

9 子育て支援が必要な時は

遊びの場の提供や育児講座、地域の助け合い活動や保護者が病気の時などの一時的な支援など、様々な子育て支援をご利用いただけます。

子育て支援センター

乳幼児を持つ家庭の保護者が、気軽に遊べるスペースの提供をしています。
また、育児講座や親子遊びを体験できる教室を開催しています。

問合せ先 ▶ ☎ 56-0638

ながくてファミリー・サポート事業（子育て支援センター内）

地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てできるように、育児の支援をしたい人（援助会員）と援助してほしい人（依頼会員）が、お互い助け合う相互援助活動です。
会員になるには講習会の受講が必要です。ご希望の方は、下記までご連絡ください。

問合せ先 ▶ ☎ 64-5280

子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、病気その他の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を養護施設で一時的に養育します（有料）。
利用には、事前の申請が必要です。

問合せ先 ▶ 子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633

認可外保育施設通所助成金事業

認可外保育施設に子どもを預けている保護者の方に、利用料の一部を助成します。

支給要件

市内に住民票があり認可外保育施設に通所している「保育が必要」な生後満6か月から2歳児クラスの児童を養育している保護者。

※「保育が必要」とは、就労や病気等により、保護者がその児童を保育できない場合で、認可保育施設の入所条件をみたしていることが必要です。

※認可外保育施設の保育料が、認可保育施設の保育料を上回る場合に対象となります。

問合せ先 ▶ 子ども未来課 保育係：☎ 56-0615 FAX 63-2100

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどもの良質な育成環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間まで利用できる通園制度です（有料）。利用には、事前の申請等が必要です。

問合せ先 ▶ 子ども未来課 保育係：☎ 56-0615 FAX 63-2100

10 お出かけ時のサポートは

おむつ交換台のある公共施設

施設名	所在地	電話番号	おむつ交換台	手洗い設備	授乳室
① 長久手市役所	岩作城の内60番地1	63-1111	○	○	—
② 子育て支援センター	岩作城の内99番地	56-0638	○	○	○
③ 保健センター	岩作城の内101番地1	63-3300	○	○	○
④ 青少年児童センター	岩作中島7番地1	62-1712	○	○	○
⑤ 市が洞児童館	市が洞一丁目401番地	64-5621	○	○	○
⑥ 田園バレー交流施設(あぐりん村)	前熊下田134番地	64-2831	○	○	—
⑦ 福祉の家	前熊下田171番地	64-6500	○	○	○
⑧ 西小校区共生ステーション	五合池2209番地	64-5331	○	○	○
⑨ まちづくりセンター	武蔵塚101番地3	64-6400	○	○	—
⑩ 中央図書館	坊の後114番地	63-8006	○	○	○
⑪ 文化の家(一部休館中)	野田農201番地	61-3411	○	○	○
⑫ 杵ヶ池体育館	杵ヶ池1001番地	63-1000	○	○	—
⑬ 長湫南部公園	根嶽1102番地	—	○	○	—
⑭ 大久手公園	大久手501番地	—	○	○	—
⑮ 三ヶ峯第2公園	岩作三ヶ峯19番地1	—	○	○	—
⑯ 片平一丁目公園	片平一丁目1401番地	—	○	○	—
⑰ 片平二丁目公園	片平二丁目1205番地	—	○	○	—
⑱ 西原山公園	西原山16番地5 他	—	○	○	—
⑲ 横道公園	横道1201番地	—	○	○	—
⑳ 深田公園	深田601番地	—	○	○	—
㉑ 下山公園	下山1301番地	—	○	○	—
㉒ 一ノ井1号公園	前熊一ノ井1番地941 他	—	○	○	—
㉓ 一ノ井2号公園	前熊一ノ井1番地932	—	○	○	—
㉔ 血の池公園	城屋敷410番地	—	○	○	—
㉕ 市が洞一丁目公園	市が洞一丁目1201番地	—	○	○	—
㉖ 市が洞三丁目公園	市が洞三丁目2301番地	—	○	○	—
㉗ 市が洞小校区共生ステーション	卯塚一丁目101番地	61-5914	○	○	○
㉘ 北小校区共生ステーション	段の上2901番地	57-5600	○	○	○
㉙ 長久手北児童館	段の上2901番地	62-5680	○	○	○
㉚ 上郷児童館	前熊前山173番地3	62-0801	○	○	○
㉛ 中央2号公園	勝入塚801番地	—	○	○	—
㉜ 南小校区共生ステーション	杵ヶ池1002番地	78-7904	○	○	○
㉝ リニモテラス公益施設	勝入塚205番地	57-1599	○	○	○
㉞ こどもの発達相談室	前熊前山173番地3	62-8811	○	○	—
㉟ 長久手古戦場記念館(古戦場公園内)	武蔵塚204番地	41-8338	○	○	○

移動式赤ちゃんの駅の貸出について

折りたたみ式のおむつ交換台や授乳スペースなどを備えた「移動式赤ちゃんの駅」の貸出を行います。

問合せ先

子ども家庭課 家庭係：☎ 56-0633



外出中におむつ替えや授乳、手洗いなどで立ち寄ることができるように、市内の公共施設にはおむつ交換台などを設置しています。
また、児童館では幼児向けの行事の開催、子育て家庭の支援などを行っています。

パーキング・パーミット制度

2026年6月より、愛知県で妊産婦や障がいのある方など歩行が困難な方に対して専用の駐車区画（障害者等用専用駐車区画）を利用できる利用証を交付することにより、利用対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図る制度が開始されます。利用証の希望等は以下の問合せ先にご連絡ください。

問合せ先 ▶ 愛知県パーキング・パーミット制度事務局 ☎ 052-990-6845

児童館

健全な遊びを通して心身ともに健やかな子どもを育てることを目的に、主に幼児や小学生対象の行事、子育て家庭への支援や子どもに関する地域活動の取り組みを行っています。

児童館の活動

- 小学生を対象に工作・季節の行事・おすすめのおそび・サークル活動等を土曜日や長期休暇を利用して各館で実施しています。
- 子育て支援を目的に幼児とその保護者を対象に毎月2回（南児童館は毎月1回）おやこのじかんを各館で開催しています。（ただし4月、8月は休み）

利用対象者

児童とその保護者（乳幼児の利用は保護者の同伴が必要です。）

開館時間

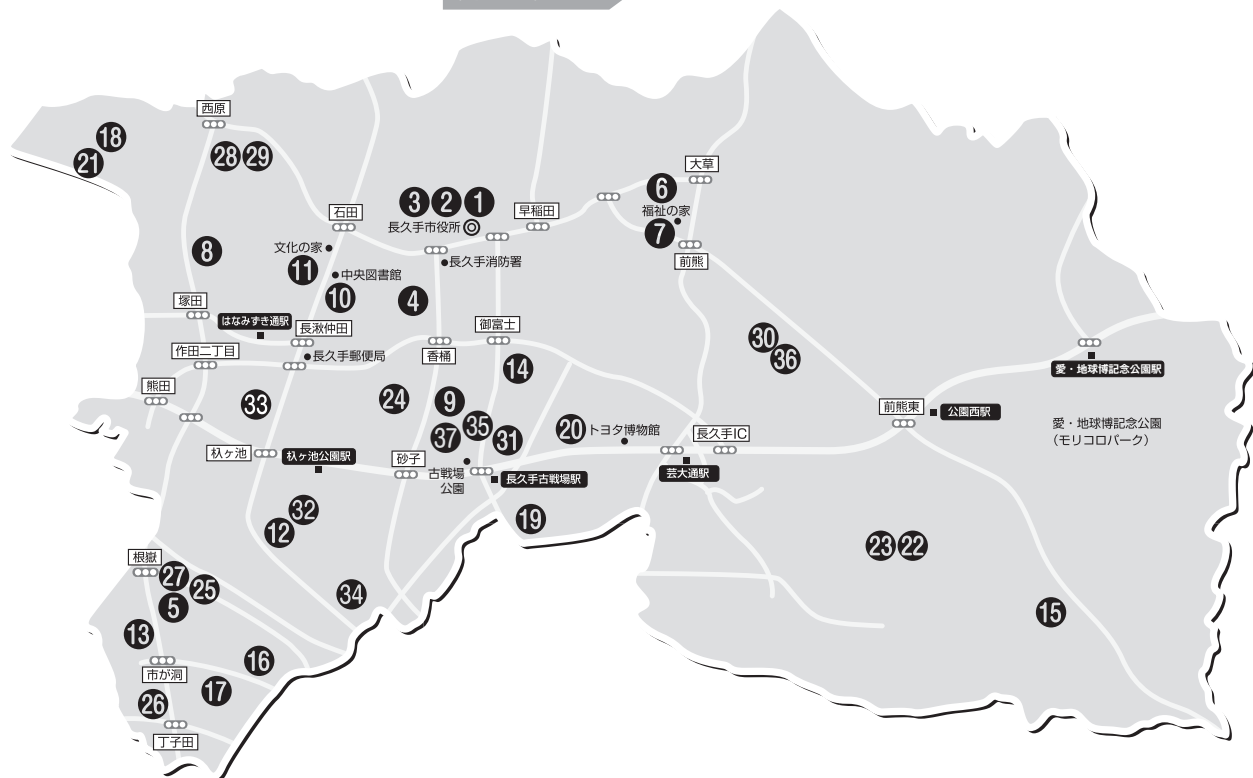
9:00～17:00
※12時から13時までの間は、館内清掃のため閉館します。

休館日

日曜日、祝日、年末年始

施設名	所在地	電話番号
④ 青少年児童センター	岩作中島7番地1	62-1712
②⑨ 長久手北児童館	段の上2901番地	62-5680
③⑩ 上郷児童館	前熊前山173番地3	62-0801
③③ 長久手西児童館	久保山2110番地	61-1500
③④ 長久手南児童館	長配二丁目1003番地	63-5666
⑤ 市が洞児童館	市が洞一丁目401番地	64-5621

問合せ先 ▶ 子ども未来課 児童係：☎ 56-0616 FAX 63-2100



11 保育園・地域型保育を利用するには

入所基準

保育園及び地域型保育施設へ入所できるのは、その児童の保護者がいずれも下記の事情により、その児童を保育できない場合に限られます。

家庭外労働

家庭外で月60時間以上の仕事をしている場合

家庭内労働

家庭内で月60時間以上の家事以外の仕事をしている場合
(2歳児クラス以下は内職不可)

母親の出産等

妊娠中であるかまたは出産後間もない場合
(出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の全5か月以内)

疾病等

病気、負傷若しくは精神、身体に障がいを持っている場合

疾病等の介護

長期にわたり、病気、障がいのある同居の親族を介護している場合
(月60時間以上居宅内または居宅外でその方を介護する場合)

その他

上記以外に明らかに児童の保育が必要と認められる場合

保育時間

	平日	土曜日		
開所時間	7:00~19:00	・長湫西保育園 ・アインながくて保育園	7:00~18:00 7:30~18:00	・アインながくて保育園 ・上郷保育園 ・色金保育園 (上郷利用) ・長湫東保育園 (長湫北利用) ・長湫西保育園 (長湫北利用) ・長湫北保育園 ・長湫南保育園 (上郷利用) ・市が洞保育園 ・アスクはなみずき保育園 ・アートチャイルドケア長久手保育園 ・コロポックル長久手保育園 ・長久手ひまわり保育室 ・はな保育室はなみずき通 ・はな保育室としょかん通 ・ALL4KIDSナーサリースクール長久手
	7:30~18:00	・色金保育園 ・長湫南保育園		
	7:30~18:30	・長湫東保育園 ・長湫北保育園 ・はな保育室はなみずき通 ・はな保育室としょかん通		
	7:30~19:00	・上郷保育園 ・市が洞保育園 ・アスクはなみずき保育園 ・アートチャイルドケア長久手保育園 ・コロポックル長久手保育園 ・長久手ひまわり保育室 ・memorytree保育室 長久手園 ・ALL4KIDSナーサリースクール長久手	7:30~19:00	・memorytree保育室 長久手園
	7:30~19:30	・フィリオ長久手 ・てとる北保育園	7:30~19:30	・フィリオ長久手 ・てとる北保育園
	8:00~18:00	・スマイル☆キッズ		
	8:00~19:00	・AS保育室		

保護者の就労や病気等の理由により、家庭で十分な保育が受けられない子どもを、心身の発達を援助しながら保護者にかわって保育します。

保育サービス

障がい児保育

保護者の就労や病気等により保育が必要で集団保育が可能な児童に対し、障がいの種類や程度に応じて保育園が保育します。

※上郷・色金・長湫東・長湫西・長湫北・長湫南・市が洞・アスクはなみずき・アインながくて・アートチャイルドケア長久手・てとろ北保育園・ALL4KIDSナーサリースクール長久手で実施しています。

一時保育

保護者の就労や病気等により、断続的または緊急一時的に家庭での保育が困難となる児童を一時的に保育園で保育します。一部の民間保育園において、リフレッシュ利用を実施しています。

延長保育

保護者の勤務状況により保育時間を延長して保育しています。保育園により延長保育の時間が異なります。

園開放

未就園児とその保護者を対象に、保育園および家庭保育室では、4月を除く毎月1～2回園開放を行い、園で遊んだり保護者同士の情報交換をしていただく場を提供しています。

※上郷・色金・長湫東・長湫西・長湫北・長湫南・市が洞・アスクはなみずき・アートチャイルドケア長久手・コロポックル長久手保育園・スマイル☆キッズで実施しています。
*マークの施設は事前予約が必要です。

たけのこクラブ

未就園児とその保護者が毎月1回保育園でリズム遊び等をして保育園の生活にふれる機会を設けています。1サイクル5回で年2サイクル実施します。(5月～9月、10月～2月)

※上郷・色金・長湫東・長湫西・長湫北・長湫南保育園で実施しています。

私立保育園 子育て支援事業

未就園児とその保護者が毎月1回保育園で遊びを楽しんだり保護者同士の情報交換をしていただく機会を設けています。

※アスクはなみずき・アインながくて保育園で実施しています。

休日保育

保育園及び地域型保育を利用している園児を対象に、平日と同じ理由で休日等に家庭での保育が困難な児童に対して保育園で保育します。

※アスクはなみずき保育園・てとろ北保育園で実施しています。

病児・病後児保育

病気時及び病気の回復期等の児童（生後6か月経過後の翌月1日から小学校6年生まで）を専用保育室で一時的にお預かりする事業です。ただし、保護者の就労などの都合により家庭で保育できない児童が対象となります。

※ナーサリールカ（ながくて北川こどもクリニック内）及び病児病後児保育室よつば（たかぎクリニック内）で実施しています。

地域型保育

家庭的保育

保育士資格を持つ家庭保育者が、マンションの一室などにおいて家庭的な雰囲気の中で、最大5人の0～2歳児の子どもを保育しています。また、連携施設の保育園の行事への参加など、集団生活の場も提供します。

事業所内保育

事業所の従業員の子どもに加えて、市内の保育を必要とする0～2歳児の子どもを保育しています。

小規模保育

0～2歳児の子どもを保育する施設で、定員が6～19人までと小規模な施設です。

問合せ先

子ども未来課 保育係：☎ 56-0615

FAX 63-2100

12 市内の保育園や幼稚園は

保育園

施設名	所在地	電話番号
① 上郷保育園	前熊前山173番地2	62-3173
② 色金保育園	岩作中島13番地	62-0136
③ 長湫東保育園	東狭間703番地	62-0033
④ 長湫西保育園	作田二丁目1701番地	62-1665
⑤ 長湫北保育園	鴨田1001番地2	62-2930
⑥ 長湫南保育園	砂子1204番地	64-3733
⑦ 市が洞保育園	市が洞一丁目401番地	64-5620
⑧ アスクはなみずき保育園	仲田1609番地	64-5161
⑨ アインながくて保育園	山桶117番地	62-4158
⑩ アートチャイルドケア長久手保育園	東原山46番地101	65-0124
⑪ てとろ北保育園	池田61番地4	76-0678
⑫ ALL4KIDSナーサリースクール長久手	市が洞二丁目801番地	56-2860
⑬ コロボックル長久手保育園	坊の後1418番地	61-3307

家庭的保育

施設名	所在地	電話番号
⑭ スマイル☆キッズ	杵ヶ池1302番地ポニーヒルC棟101	62-8123

事業所内保育

施設名	所在地	電話番号
⑮ 愛知淑徳職場内保育室 (AS 保育室)	片平二丁目9番地 (愛知淑徳大学内)	56-0020

市内には公立、私立合わせて13の保育園と7つの地域型保育施設、
そして3つの私立幼稚園があります。

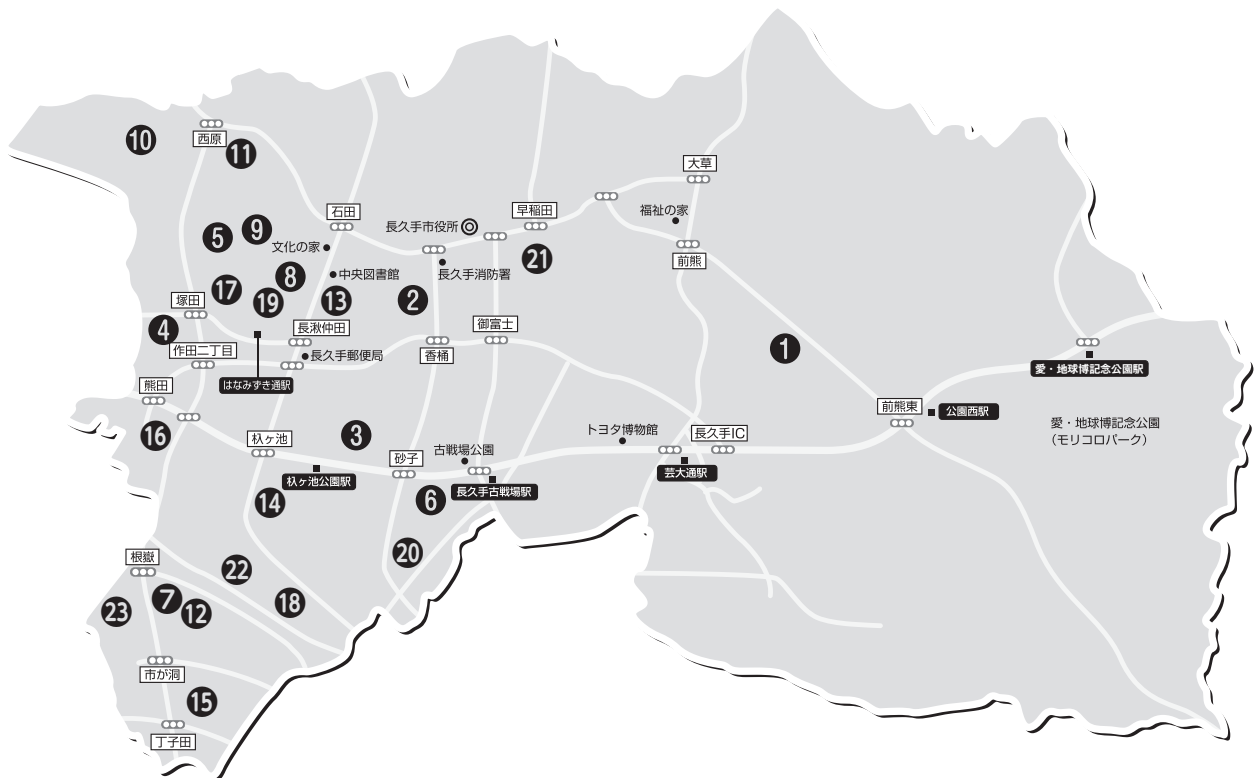
小規模保育

施設名	所在地	電話番号
⑩ 長久手ひまわり保育室	井堀208番地エクセル川本パートⅡ	62-9990
⑪ はな保育室はなみずき通	五合池1408番地	61-6211
⑫ フィリオ長久手	菖蒲池1101番地	64-0500
⑬ はな保育室としょかん通	桜作708番地	56-7750
⑭ memorytree保育室 長久手園	山野田629番地	59-7677

幼稚園

幼稚園は、学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前に対し、教育を行う場所です。
幼稚園教育は、一人一人の発達を助長し健全な心身の基礎を養います。

施設名	所在地	電話番号
⑮ さつき幼稚園（鍋島学園）	岩作東島106番地	62-0177
⑯ 愛知たいよう幼稚園（吉田学園）	蟹原1601番地	62-1000
⑰ 自然幼稚園（吉田学園）	根嶽1210番地	63-6366



問合せ先

子ども未来課 保育係：☎ 56-0615
FAX 63-2100

13 小学校・中学校での教育は

小学校・中学校

施設名	所在地	電話番号
① 長久手小学校	岩作中縄手40番地1	62-0002
② 西小学校	打越901番地	62-2936
③ 東小学校	前熊前山174番地	62-4353
④ 北小学校	池田77番地	62-9292
⑤ 南小学校	喜婦嶽702番地	63-2272
⑥ 市が洞小学校	市が洞一丁目1203番地	64-2000
⑦ 長久手中学校	岩作平子38番地	62-0009
⑧ 南中学校	長配二丁目1901番地	62-9191
⑨ 北中学校	東原80番地1	64-2366

就学援助

学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童または生徒の保護者に対し、必要な援助を行っています。

教育支援センター

⑩ N-ハウス あい

学校生活になじめない児童生徒を対象として、学校復帰や社会生活への適応を支援します。

開室
日時

月曜日から金曜日 9:00～16:00
(祝日・年末年始除く)

所在地

岩作城の内103番地

問合せ・相談 ☎ 62-4545

問合せ先 ▶ 教育総務課 : ☎ 56-0625

市内には、6つの小学校と3つの中学校があります。

また、学校に気持ちが向かない児童生徒を対象にした教育支援センター「N-ハウス あい」、一部学校内に「校内フリースクール」があります。

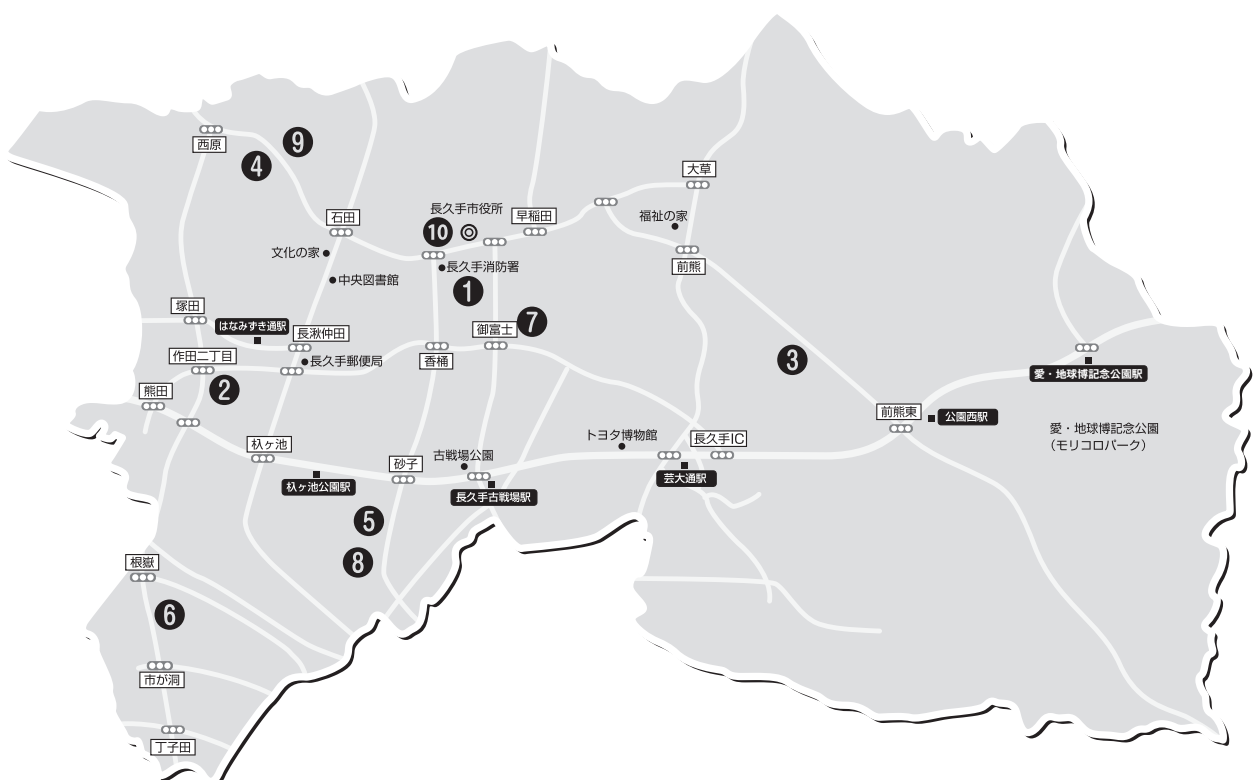
ながくてひろば（放課後子ども教室）

児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりを推進することを目的に、子どもたちが安心・安全に集える居場所として、放課後などに学校の余裕教室や敷地内施設で、家庭・地域の方々の協力を得ながら様々な体験・自主学習・交流活動を行っています。

	② 西小学校	③ 東小学校	④ 北小学校	⑤ 南小学校	⑥ 市が洞小学校
対象者	西小学校 児童全員	東小学校 児童全員	北小学校 児童全員	南小学校 児童全員	市が洞小学校 児童全員
開室日時	・月曜から金曜日の学校下校後から16：50まで ・1年生の給食開始日から3学期修了式前日まで ※学校給食のない日、その他学校行事等により給食があっても開室できない日は休室。				
開催場所	西小学校 (打越901番地)	東小学校 (前熊前山174番地)	北小学校 (池田77番地)	南小学校 (喜婦嶽702番地)	市が洞小学校 (市が洞一丁目1203番地)
連絡先	TEL・FAX 64-5951	TEL・FAX 41-8212	TEL・FAX 41-8541	TEL・FAX 63-2331	TEL 090-4401-1529

問合せ先

子ども未来課 児童係：☎ 56-0616
FAX 63-2100



14 働く保護者のサポートは

ながくてひろば(放課後児童クラブ)

児童が学校から帰宅しても、保護者が就労していたり、病気などの理由で適切な遊びや生活の場を与えられない場合、児童館等を生活の場として児童に提供し、児童の健全育成を図ることを目的として実施しています。

利用 対象者

市内在住の小学校1年生から6年生までの児童

入会 基準

- ・児童の保護者が、1日4時間以上（平日にあっては午後3時までに仕事が終わらない）働いているため児童の監護養育ができない方
 - ・児童の保護者が、病気もしくは障がいを持っている方
 - ・児童の保護者が、居宅外で介護をしている方
- ※いずれも、同族の親族、その他の方が児童の保護に当たることができない場合に限ります。

開設 時間

- ・月曜日から金曜日 ————— 学校下校後～19:00
- ・長期休暇・学校休業日・土曜日 ——— 7:30～19:00

休 日

- ・日曜日 ・祝日 ・年末年始

施設名	所在地	電話番号
① 南児童クラブ	喜婦嶽702番地（南小学校内）	41-8610
② 南第2児童クラブ	長配二丁目1003番地（長久手南児童館内）	090-9280-3184
③ 北児童クラブ	池田77番地（北小学校内）	41-8590
④ 北第2児童クラブ	段の上2901番地（長久手北児童館内）	090-9795-5745
⑤ 長久手児童クラブ	岩作中島7番地1（青少年児童センター内）	070-3799-7487
⑥ 東児童クラブ	前熊前山174番地（東小学校内）	41-8213
⑦ 東第2児童クラブ	前熊前山173番地3（上郷児童館内）	070-7567-9463
⑧ 西児童クラブ	打越901番地（西小学校内）	070-4759-2693
⑨ 市が洞児童クラブ	市が洞一丁目1203番地（市が洞小学校内）	64-2016
⑩ 市が洞第2児童クラブ	市が洞一丁目401番地（市が洞児童館内）	64-5621

15 地域の相談員さんは

〈民生委員・児童委員〉

No.	小学校区	担当地区	氏名
1	北	下川原の一部	楠元 文男
2	北	櫛木、下山の一部	寺島 美幸
3	北	下川原の一部、下山の一部、西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ以外)、原山	寺島 修
4	北	西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘)	和田 一則
5	北	中川原、上川原の一部	椿野 純治
6	北	上川原の一部	細萱 貞子
7	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ以外)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘、ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン以外)、平池の一部	山口 恵子
8	北	東原山の一部(ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン)	喜多 純子
9	北	平池の一部	玉井 祐子
10	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ)、荒田	壁谷 豊吉
11	北	東原の一部、池田、西原、草掛、岩作浮江の一部	川本 智子
12	北	段の上	野田 理吉
13	北	鴨田	熊谷美喜子
14	北	原邸、山桶	手塚 友子
15	北 一部西	野田農、仲田の一部	村越 貴行
16	北	東原の一部、岩作高山、岩作西浦の一部、岩作隅田、岩作北山、岩作浮江の一部、岩作下田	服部 昭和
17	北	岩作西浦の一部、岩作下島、岩作落合、岩作長箴、岩作石田の一部	浅井 孝之
18	西	塚田の一部、平池の一部	寺島 幸夫
19	西	塚田の一部	佐藤 厚子
20	西	五合池の一部	倉知 悦子
21	西	五合池の一部	植田 稔
22	西	桜作	大島 佳恵
23	西	仲田の一部、西浦	伊藤 謙治
24	西	作田一丁目	吉田 清光
25	西	作田二丁目	藪本 直美
26	西	打越	佐原 広之
27	西	久保山	山本 和代
28	市が洞	熊田	藤内美也子
29	市が洞	井堀の一部	山口チカヨ
30	市が洞	井堀の一部	瀬長 正義
31	市が洞	蟹原の一部	水野美々子
32	市が洞	蟹原の一部	福祉政策課までお問い合わせください。
33	市が洞	根の神の一部	福祉政策課までお問い合わせください。
34	市が洞	根の神の一部	菅野たえ子
35	市が洞	卯塚一丁目、卯塚二丁目、根嶽、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目	米田 由美
36	市が洞	丁子田の一部、片平	丹羽さやか
37	市が洞	丁子田の一部	長坂 昌子
38	南	長配三丁目、菖蒲池	戸田はつゑ
39	南	長配一丁目	福祉政策課までお問い合わせください。
40	南	長配二丁目	井上みゆき
41	南	山野田の一部	山口 京子
42	南	山野田の一部	浅井 浩
43	南	杵ヶ池	落合 衣里
44	南	喜婦嶽	福祉政策課までお問い合わせください。

民生委員は、生活に困っている方、障がいのある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めます。また児童委員も兼ねています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

No.	小学校区	担当地区	氏名
45	南	砂子	岩田 真弓
46	南	山越、横道の一部、よし池 福祉政策課までお問い合わせください。	
47	南	氏神前、戸田谷	山田 卓次
48	南	東狭間、城屋敷の一部	金井 令子
49	南	城屋敷の一部	中村 紀子
50	南	武蔵塚	足立 文子
51	長久手	宮脇、東浦	青山 向美
52	長久手	坊の後	阪上由美子
53	長久手	富士浦	川瀬美津子
54	長久手	香桶、仏が根、先達	福岡 佳子
55	長久手	勝入塚、下権田、丸根、菅池、大久手、横道の一部、深田、棒振、中池	青山 師子
56	長久手	岩作権代、岩作権田、岩作中権代	梅村 菊枝
57	長久手	岩作向田、岩作向畑、岩作蛇洞、岩作桃ノ木洞、岩作折戸ヶ平	浅井 敦子
58	長久手	岩作元門、岩作壁ノ本、岩作東島、岩作高根前、岩作狐洞	福岡八重子
59	長久手	岩作東中、岩作宮前、岩作城の内、岩作早稲田、岩作南島	高木 直子
60	長久手	岩作中島、岩作中脇、岩作平子	樋口ひろみ
61	長久手	岩作溝添、岩作長池、岩作中縄手	浅井美智江
62	長久手	岩作欠花、岩作石田の一部、岩作藪田、岩作西島、岩作五反田、岩作寺山、岩作平地、岩作八瀬ノ木、岩作塚本	浅井 文子
63	長久手	岩作泥亀首、岩作宮後、岩作白針、岩作雁又、岩作丸根、岩作酉立花、岩作中立花	貝川 恭則
64	長久手	岩作寅山、岩作井戸ヶ根、岩作申立花、岩作色金、立花	石井 初美
65	東	真行田、岩廻間、北浦、溝之杵	吉田 眞砂
66	東	郷前、中井、杵ノ洞、松杵、東田、平地、東山、福井	木村 和子
67	東	岩作高根、岩作内万場、岩作大根、前熊下田、前熊溝下、前熊志水、前熊広面、前熊西脇、前熊根ノ原、前熊根ノ上	與語りひとみ
68	東	前熊橋ノ本、前熊前山、前熊堀越、前熊寺田、前熊原山、前熊中井、前熊一ノ井	水野 道子
69	東	前熊一ノ井の一部	白羽根勇人
70	東	茨ヶ廻間、東平地、馬堤、早稲田、下田、小稲葉、榎ノ下、観音堂、杵ヶ根、汐見坂、助六、大日、蛭子、小深、申平、熊張深田、段留、阿畑、雨堤、神門前、堂脇、鯉ヶ廻間、広田、葎ヶ廻間、中屋、神明、北熊	近藤ひな子
71	東	石場、丸山	木下 弥生
72	東 一部長久手	岩作琵琶ヶ池、岩作下堀越、岩作長鶴、岩作中根、岩作中根原、岩作床寒、岩作福井、岩作寺田、岩作三ヶ峯の一部(県農業総合試験場側)	加藤 千恵
73	東	岩作三ヶ峯の一部(愛・地球博記念公園側)	今井とも子
74	東	岩作三ヶ峯の一部(パークサイドヒルズ)	安藤 英樹

〈主任児童委員〉

区分	担当地区	氏名
主任児童委員	北中学校区	藤倉須美恵
主任児童委員	北中学校区	岩井由美子
主任児童委員	南中学校区	小島いさ子
主任児童委員	南中学校区	大谷 裕子
主任児童委員	長久手中学校区	中野久美代
主任児童委員	長久手中学校区	渡邊 明美

〈人権擁護委員〉

区分	担当地区	氏名	連絡先
人権擁護委員	市内全域	青山 一郎	福祉政策課 地域福祉係 電話 56-0553 FAX 63-2940
人権擁護委員	市内全域	近藤 巻江	
人権擁護委員	市内全域	堀田 仁	
人権擁護委員	市内全域	堀田まゆみ	
人権擁護委員	市内全域	渡邊 操	
人権擁護委員	市内全域		

16 お困りの際の相談先は

子どもが成長する中で、悩むことがあります。一人で悩まずに誰かに聞いてもらいましょう。公共の相談窓口もお気軽に利用してください。

市内の相談窓口

※祝日・年末年始を除く

名称(担当課)	内容	日時
保育相談 (保育施設等利用相談) (子ども未来課 ☎56-0615)	子育てコンシェルジュがご家庭の状況に応じて、保育を中心とした施設やサービスの利用について、相談を受けて適切なサービスをご案内します。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 (応相談) 予約優先
こどもの発達相談室 (相談ダイヤル ☎62-8812)	お子さんの発達についての相談を受けます。	要予約
	医療的ケア児等コーディネーターとして、医療的ケア児等が地域で安心して暮らせるよう、各種サービスや支援へつなぎます。	月曜日～金曜日 9:00～17:00
5歳児すこやか発達相談 (子ども家庭課母子保健係 ☎56-0210)	5歳のお子さんの発達についての相談を受けます。	要予約 対象時期に 案内を送付
母子保健コーディネーター・ 保健師による家庭訪問 (子ども家庭課母子保健係 ☎56-0210)	妊娠中から母子保健コーディネーター・保健師による電話相談や家庭訪問等を行っています。また、まちの保健師として、児童館等に訪問しています。お子さんのことで気になること(子育て・発育・発達)や相談したいことがあれば、気軽にお問い合わせください。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 要予約 まちの保健師は 不定期
教育相談 (教育総務課 ☎56-0626)	学校や身近な人には、なかなか相談できない悩みをスクールソーシャルワーカーが相談を受けます。	月曜日～金曜日 8:30～16:30
教育支援センター (N-ハウスあい ☎62-4545)	不登校や不登校傾向のお子さんについての相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 要予約
女性相談 (子ども家庭課 ☎56-0633)	結婚・離婚・DV等の男女問題など、女性に関わる問題の相談を受けます。 ※男性からも相談を受けます。	原則毎月第2・4金曜日 10:00～15:30 要予約
ひとり親家庭相談 (子ども家庭課 ☎56-0633)	ひとり親家庭を対象に、自立に向けての生活・就業などの相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～15:30 予約優先
家庭児童相談室 (専用ダイヤル ☎63-9500)	18歳までの児童や家庭に関する相談、虐待、DVに関する相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 予約優先
こころの相談室 (健康推進課 ☎63-3300)	不安や生きづらさを感じるなど、こころの悩みを抱えている人、その家族、その他精神保健福祉に関する相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00
一般相談 (地域共生推進課 ☎56-0551)	個人や世帯の抱える悩みごと・困りごとについて相談を受けます。	月曜日～金曜日 8:30～17:15
法律相談 (地域共生推進課 ☎56-0551)	相続、契約、金融トラブル、各種法的手続きなどの相談を受けます。	第4木曜日 13:00～16:00 要予約
司法書士相談 (地域共生推進課 ☎56-0551)	登記、相続、成年後見などの相談を受けます。	第1木曜日 13:00～16:00 要予約


市内の相談窓口のつづき

消費生活相談 (消費生活センター ☎64-6503)	消費生活におけるトラブルの相談を受けます。 ※相談は、午前は11時30分、午後3時30分が最終受付となります。	月曜日 9:00~12:00 火・水・金曜日 10:00~16:00
福祉のなんでも相談 (社会福祉協議会 ☎62-4700)	「誰に相談したらいいかわからない」ことなど、なんでも相談員(CSW)がお話を伺い、必要に応じて専門機関へつなぎます。	原則 火曜日~金曜日 8:30~17:15

県内の相談窓口

※原則、祝日・年末年始を除く

名称(担当課)	内容	日時
育児もしもしキャッチ あいち小児保健医療総合センター ☎0562-43-0555	育児相談、母と子の健康に関する相談を専門相談員がお受けします。	火曜日~土曜日 17:00~21:00 (外来休診日を除く)
教育相談「こころの電話」 愛知県教育・スポーツ振興財団 ☎052-261-9671	いじめや不登校、学校生活や友人関係、家族関係などに悩んでいる青少年や子どもの教育などについて悩みをもつ保護者に対して、研修を重ねた相談員が電話による相談を行っています。	毎日 (年末年始を除く) 10:00~22:00
子ども家庭110番 愛知県中央児童・ 障がい者相談センター ☎052-953-4152	子どもについての悩みをお持ちの方のための電話相談です。子ども本人の悩みの相談にも応じています。電話相談員が相談に応じています。	月曜日~金曜日 9:00~17:00
ヤングテレホン 愛知県警察本部 ☎052-764-1611	少年の悩み事・子どもの問題行動に関する相談を行っています。	月曜日~金曜日 9:00~17:00
被害少年相談センター 愛知県警察少年サポートセンター名古屋 ☎0120-7867-70	犯罪・いじめ・虐待等の被害に関する相談を行っています。	月曜日~金曜日 9:00~17:00 ※緊急時の場合は、 110番に通報して下さい。
チャイルドラインあいち 特定非営利活動法人 チャイルドラインあいち ☎0120-99-7777	18歳までの子どもがかけられる電話相談。「今、話したい」「今、聴いてほしい」と思ったとき、一人ぼっちのような気がして、どうしていいかわからない時や、誰かにそばにいてほしいって思ったときに電話してください。	毎日 16:00~21:00
CAPNAホットライン 認定NPO法人CAPNA ☎052-232-0624	虐待をしてしまうことに悩んでいる人虐待を受けたことに苦しんでいる人、あるいは虐待を目にとめた人が通報するための相談窓口です。また、思いがけない妊娠に戸惑っている人、産みたいけど育てられないと悩んでいる人の相談も受け付けています。	月曜日~土曜日 10:00~16:00
あいち医療的ケア児支援センター 愛知県医療療育総合センター ☎0568-88-0811 (代表)	医療的ケアの必要なお子さんとそのご家族が、地域で安心して生活できるようお手伝いします。	月曜日~金曜日 9:00~17:00
人権相談 法務局みんなの人権110番 ☎0570-003-110	高齢者、障がい者、女性、子ども等の人権相談を受けます。	平日 8:30~17:15



令和8年度 ながくて福祉ガイド 子育て編
発行 長久手市
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
子ども部 子ども未来課
保育係 ☎0561-56-0615
児童係 ☎0561-56-0616
E-mail kosodate@nagakute.aichi.jp
子ども部 子ども家庭課
家庭係 ☎0561-56-0633
療育支援係 ☎0561-62-8811
母子保健係 ☎0561-56-0210
FAX 0561-63-2100
E-mail katei@nagakute.aichi.jp
子ども部 子ども政策課
子ども政策係 ☎0561-56-2555

この印刷物は、多くの人に分かりやすく、
読みやすいように工夫されたユニバーサルデザインフォントが使用されています。

